

新城市の基本的な計画等に係る素案の事前公表と市民意見の
提出手続に関する要綱

(新城市パブリックコメント手続要綱)

(目的)

第1条 この要綱は、新城市の基本的な計画等に係る素案の事前公表と市民意見の提出手続（以下「パブリックコメント手続」という。）に関して必要な事項を定め、市の政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてパブリックコメント手続とは、市行政に係る基本的な構想、計画及び条例（以下「計画等」という。）を策定若しくは制定又は改廃する過程において、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これに関して提出された当該意見を考慮して計画等を定めるとともに意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次のものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る計画等に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次のとおりとする。

- (1) 市の基本的な政策・施策に関する構想及び計画
- (2) 市民生活に大きな影響を及ぼすこととなる市行政の各分野における基本的な構想及び計画

- (3) 市政の基本的方針を定めることを内容とする条例
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼすこととなる義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収及び分担金、使用料並びに手数料の徴収に関するものを除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を行わないことができる。

- (1) 迅速性又は緊急性を要し、本手続きを行ういとまがないと認められる場合
- (2) 法令及び条例に基づき策定をする計画等で当該法令等に市民等からの意見の聴取に関する手続きが定められている場合
- (3) 市民等の意見を考慮することについて市に裁量の余地がないと認められるとき、本手続きを行うことにより個人等の情報の保護若しくは公共安全に支障が生じると認められるとき又は計画等の内容が軽微なものであるときなど本手続きを行うことが明らかに合理性を欠くと認められる場合
- (4) 本手続き以外の方法により、市民等からの意見の聴取が十分行われると認められる場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

（計画等の案の公表）

第4条 実施機関は、第3条に該当するものを策定しようとするときは、その意思決定を行う前に、計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めなければならない。

- (1) 計画等を策定する趣旨、目的、背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) その他計画等の案に関連する資料

3 前2項の公表は、広報しんしろへの概要の掲載、実施機関が指定する場所での閲覧、インターネットを利用した閲覧等の方法により公表するものとする。

（意見の提出）

第5条 実施機関は、市民等が計画等の案についての意見を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1カ月程度を目安として意見の提出期間を定めるものとする。

2 前項の意見の提出の方法は、次のとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 指定する場所への書面の持参

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

ただし、意見を提出した個人の属性に関する情報を公表する場合には、計画等の案を公表するときにその旨を明示するものとする。

(意見の処理)

第6条 実施機関は、提出された意見を考慮して、計画等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画等の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。

ただし、提出された意見のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 第4条3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

3 提出された意見に対する個別の回答は行わない。

(一覧表の作成)

第7条 市長は、各実施機関がパブリックコメント手続を行っている、又は行った案件についてその実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年11月14日から施行する。

2 この要綱は、施行日以降に実施機関が策定する計画等について適用する。ただし、この要綱施行の際現に立案の過程にある計画等で、市民等に意見を求める手続きを経たものについては、この要綱の規定は適用しない。